

令和6年度第3回環境審議会 議事録

招集の期日	令和6年11月25日（月）	
開催の場所	あけぼのビル 501会議室 （さいたま市内）	
開閉の日時	開会	11月25日 午後1時30分
	閉会	11月25日 午後3時11分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1 開 会		
2 あいさつ		
3 議 事		
(1) 諮問事項：埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正について 埼玉県土採取条例の廃止について 埼玉県環境基本計画の変更について		
(2) 報告事項：「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」及び 「同施行規則」の制定について		
4 閉 会		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 14人

家田 曜世	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員
大河内 博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
小川 順子	(一財)日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
川合 真紀	埼玉大学 理工学研究科 教授
高安 健一	獨協大学 経済学部 教授
柳沼 薫	(公財)埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
西田 秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
朽木 康之	生活協同組合コープみらい コミュニケーション・サステナビリティ推進 執行役員
戸山 芳夫	(一社)埼玉県猟友会 理事 総務委員長
宮崎 吾一	埼玉県議会議員
浅井 明	埼玉県議会議員
野本 怜子	埼玉県議会議員
井原 康哲	一般公募
橋本 容子	一般公募

欠席委員 6人

岡山 朋子	大正大学 地球創生学部 地域創生学科 教授
平林 由希子	芝浦工業大学大学院 理工学研究科 社会基盤学専攻 教授
佐柄木 優	埼玉弁護士会 弁護士
細沼 千恵子	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師
宇野 三花	埼玉県商工会議所女性連合会 会長
香川 武文	志木市長

### 第3回 埼玉県環境審議会

令和6年11月25日（月）

午後 1時30分開会

○司会（中山） 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、これより令和6年度第3回環境審議会を開会いたします。

私、本日、司会を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、こちらの会場とオンラインの併用による開催となっております。今回はオンライン参加の委員の方とウェブ傍聴の希望者がおりますので、御留意ください。また、オンライン上で顔が見切れてしまう場合がございますので、県の職員は着座のまま発言させていただきますので御了承ください。

では、初めに資料の確認をいたします。委員の皆様には議事資料及び参考資料を事前にお送りしておりますが、まず議事資料といたしまして、資料1「諮問事項 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正及び埼玉県土採取条例の廃止について」、資料2「諮問事項 埼玉県環境基本計画の変更について」、資料3「報告事項 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例及び同施行規則の制定について」の3点でございます。

また、参考資料といたしまして、「次第」、「埼玉県環境審議会規則」、「第16期埼玉県環境審議会委員名簿」、「席次表」、「埼玉県環境基本計画（一部変更素案）」となっております。

また直前で追加した参考資料といたしまして、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正に関する県民コメント」の追加資料が1点、あと環境基本計画の冊子版、でございます。追加資料2点につきましては、会場の委員の皆様には机上配付させていただいております、リモートの委員の方にはメールで送付させていただいております。

また、追加資料一式を除きまして通し番号を付記しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

また、本日、宇野委員が急遽御欠席となっておりますが、委員名簿には反映しておりません。

なお、前回審議会以降、新たに改選となった委員の方はいらっしゃいませんので、改めての紹介はいたしません。

それでは、開会に当たりまして環境部長の石井から御挨拶を申し上げます。

○石井環境部長 環境部長の石井でございます。

環境審議会の委員の皆様には、本日は御多忙のところ、審議会に御出席いただき厚く御礼を申し上げます。また、日頃から本県環境行政の推進に格別の御支援、御指導を賜り、重ねて御礼申し上げる次第でございます。

本日の議事ですが、まずは「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正及び埼玉県土採取条例の廃止について」でございます。平成の初め頃、県内各地で無秩序な土砂の堆積が行われ、生活環境に影響を及ぼす問題が発生していたことを踏まえまして、当時は直接の法規制がなかったことから、県では平成14年に「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を制定し、土砂

の堆積等に関する規制を行ってまいりました。

こうした中、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を契機に国が法整備を行いまして、土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するとともに、建設発生土の適切な利用、処分に関する規制を強化いたしました。この規制強化によって、「県条例の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」及び「埼玉県土採取条例」の一部が国の規制と重複することになり、今回、条例を一部改正及び廃止する案を諮問させていただくものでございます。

また、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から令和8年度までを計画期間として定めた第5次埼玉県環境基本計画について、設定している数値目標を見直す変更計画案を諮問させていただいております。

なお、報告事項として、議員提案により制定され、令和7年1月1日に施行される埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の内容について御説明をさせていただきます。御審議に当たりましては、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（中山） 続きまして、ただいま御挨拶申し上げた環境部長の石井以外の県幹部職員を紹介いたします。

まず、環境部環境未来局長の横内でございます。

○横内環境未来局長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 環境部副部長の竹内でございます。

○竹内環境部副部長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 環境政策課長の鈴木でございます。

○鈴木環境政策課長 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 温暖化対策課長の山井でございます。

○山井温暖化対策課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） エネルギー環境課長の浪江でございます。

○浪江エネルギー環境課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 大気環境課長の小ノ澤でございます。

○小ノ澤大気環境課長 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 水環境課長の堀口でございます。

○堀口水環境課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 産業廃棄物指導課長の宮原でございます。

○宮原産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 資源循環推進課長の尾崎でございます。

○尾崎資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） みどり自然課長の高橋でございます。

○高橋みどり自然課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 環境科学国際センター研究企画室長の八戸でございます。

○八戸環境科学国際センター研究企画室長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 農林部森づくり課長の鈴木でございますが、本日は所用により欠席しておりますので、代理として副課長の阿部が出席いたします。

○阿部森づくり課副課長 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 以上でございます。

続きまして、本日の運営に関する注意点を御説明いたします。

まず、会場のカメラにつきましては、川合会長を映すカメラ、「会場」という名称の委員全体を映すカメラ、応答を行う県職員を映すカメラがございますので、適宜切り替えて投影いたします。

また、リモートで参加される大河内委員と小川委員におかれましては、御発言の際にはカメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。また、執行部は、常時カメラをオンにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、御発言の方法です。会場出席、リモート出席の方ともに発言の際は、まず挙手をしていただきまして、会長の指名を受けてから発言してください。会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言してください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して解除してください。リモート出席の方は、発言される時のみカメラに合わせて音声をオンにしてください。

なお、本日の会議につきましては、委員14名が御出席いただいております。委員の出席が過半数に達しておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を川合会長をお願いしたいと存じます。

○川合会長 川合でございます。以降の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに会議の公開についてお諮りいたします。埼玉県環境審議会規則第9条により、会議は原則公開されますが、委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとされております。今回は議事の内容等を考慮しても非公開とすべき事由がなく、公開したいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川合会長 それでは、会議の公開を認めたいと思います。

なお、傍聴はオンラインによるものを原則とし、加えて会場での傍聴も可能とすることにいたします。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（中山） 本日の傍聴者ですが、オンラインが1名、会場が1名となっております、写真撮影、録画、録音等の申出はございません。

以上です。

○川合会長 それでは、傍聴者の方がいるということですので、会場のほうに入ってもらってください。

(傍聴者入場)

○川合会長 よろしいでしょうか。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名させていただきます。

西田委員、そして橋本委員、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○川合会長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、3、議事に入ります。

本日の議事は、諮問事項が3件と報告事項が1件です。

まず、諮問事項、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正及び埼玉県土採取条例の廃止についてです。この2件の諮問事項については、本日答申する方向で議事を進めたいと思います。

また、2つの条例の改廃に係る諮問ではございますが、内容が大きく関係しますので、一括で説明いたしたいと考えております。

それでは、産業廃棄物指導課長、環境政策課長からそれぞれ説明をお願いいたします。

○宮原産業廃棄物指導課長 それでは、産業廃棄物指導課、宮原から御説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。諮問事項のうち、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例、通称土砂条例と呼んでおりますが、この一部改正について御説明いたします。今回の条例改正の背景は、近年、他法令による土砂関係の規制が改正され、本条例と一部重複する部分が生じたため、見直しを行うものです。

1 ページ目は、改正された法令の一つ、盛土規制法の概要です。盛土規制法は、写真にございますように令和3年7月に熱海市内で発生した盛土の崩落、土石流災害を契機に全国一律の基準を設け、包括的に規制するために制定されたものです。

法の概要ですが、まず盛土や切土により人家などに被害を及ぼし得る区域を知事が指定し、当該区域内で新たに造成される盛土等を幅広く規制するものです。その区域は、右下の図のように宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類に区分され、本県内は全ての土地がいずれかの区域に指定される見込みです。いずれの区域においても一定規模以上の盛土は許可制度の対象となります。具体的には面積が3,000平方メートル以上の盛土や切土が全て許可対象となるほか、数メートルの崖を生じる盛土や切土も許可対象となります。これらの盛土の許可の際には、盛土に係る技術的基準への適合確認や工事後の完了検査を行うことで、その安全性を確保するものです。また、土地の所有者に、土地の保全に係る努力義務を課すほか、無許可盛土等の違反行為には高い水準の罰則を措置しており、危険な盛土等を防止します。

2 ページを御覧ください。今回の条例改正のきっかけとなったもう一つの法令改正、資源有効利用促進法について説明します。これは使用済物品や建設発生土等の副産物の発生抑制と再生資源等の利用促進に係る法律ですが、この法律も熱海の災害を受けて政省令が改正されました。改正内容は、中段下の赤枠内にありますように、建設発生土の計画制度の強化です。

従前より建設工事の元請業者に対し、建設発生土の搬出先などを記載した再生資源利用促進計画書

の作成、保存義務がありました。これに関して大きく3点改正されました。

1点目は計画書作成義務の対象工事が、発生土量1,000立方メートルから500立方メートルに引き下げられたことで対象が拡大され、加えて計画内容について発注者への報告と建設現場への掲示が義務化されるなどしました。

2点目は、土砂の搬出先が適正かどうかを確認するため、搬出先について盛土規制法の許可状況の事前確認義務などが課されました。

3点目は、令和6年6月から元請業者等に建設発生土の最終搬出先までの全ての搬出先の確認が義務化されました。

このように資源有効利用促進法により、搬出先が適正であることを確保し、搬出先では盛土規制法により危険な盛土等を規制することで不適正盛土による災害防止を確実にするよう関係法令が改正されました。これらの法令改正に対して、土砂条例における規制内容の見直しを行ったものが次のページです。

3ページを御覧ください。土砂条例は、無秩序な土砂の堆積を防止し、もって県民の生活の安全の確保と生活環境の保全に寄与することを目的として、平成14年に制定されました。条例には大きく3つの規制が規定されています。

1つ目は、土砂の堆積に係る規制です。これは3,000平方メートル以上の広さの土砂の堆積を行うには、知事の許可を要するというものです。

2つ目は、土砂の排出に係る規制です。500立方メートル以上の土砂の搬出を行う元請人及び土砂堆積者に対し、搬出の段階で搬出先などを記載した届出を事前に提出する制度を設けています。

3つ目は、汚染土砂の堆積に係る規制です。土砂堆積を行った土地の汚染調査の実施と、一般事項として汚染土砂の堆積禁止を規定しているものです。先ほど御説明した関係法令の改正を踏まえ、見直しを行います。

まず、堆積の規制についてです。令和4年の法改正で盛土規制法に土砂条例と同じ3,000平方メートル以上の土砂堆積等の工事に係る許可制度が新設され、条例の規制と重複することから、土砂条例の堆積規定は削除します。

次に、排出の規制についてです。資源有効利用促進法政省令が改正され、土砂条例と同じ500立方メートル以上の建設発生土を搬出する工事にまで事前の計画作成義務制度が拡大されたことを受け、当該規定も削除いたします。

なお、汚染土砂の堆積に係る規制につきましては、土壌汚染対策法の規制内容や近県条例の汚染土砂規制状況を踏まえて、引き続き本土砂条例で規制してまいります。この条例改正について、令和6年10月21日から11月20日に県民コメントを実施しました。その実施結果については、後ほど御報告します。

4ページを御覧ください。本条例改正による主な経過措置について御説明します。まず、土砂の堆積規制に係る経過措置です。条例改正時に土砂堆積等の工事に着手していないものは盛土規制法の許可対象となることから、経過措置は設けないこととします。

一方で、条例改正前に許可を得て工事着手したものは、盛土規制法ではなく、本条例の許可対象で

あるため、本条例に基づく基準遵守や措置命令の対象とする等の経過措置を設けます。同様に、条例改正前に行われた無許可堆積などの不適切事案に対しても経過措置を設けます。

また、堆積規制の一つに、土砂条例において人の生命等を著しく害する事態が生ずるおそれがある場合、土砂の搬入禁止区域を指定することができる規定がありますが、改正盛土規制法では、このような場合、土地所有者等に対して改善命令等が発出可能であることから、その処分が行われるまでの間は、搬入禁止規制を継続することが可能となるような経過措置を設ける考えです。

次に、土砂の排出規制に係る経過措置です。改正された資源有効利用促進法省令の規制がかからない建設工事で、工事が完了していないものについては、同省令に基づく最終搬出先までの確認義務が適用されないため、排出届の経過措置を設けます。

汚染土砂の堆積に係る規定は引き続き存置するので、これに関する経過措置はございません。

なお、改正条例施行日前に行われた違反行為と経過措置により適用される違反行為に対して罰則を適用する経過措置を設けます。

続きまして、追加資料を御覧ください。本条例改正について、県民コメントの募集を10月21日から11月20日の1か月実施いたしました。個人の方から1件の御意見をいただいております。

次のページの表、左側にいただいた御意見を掲載しています。御意見の内容は、3,000平方メートル以上の土地での土石の掘削事業において、掘削した跡地を建設残土等で埋め戻す行為は、土砂条例の土砂の堆積として規制の対象となっていますが、堆積許可の規定が廃止されると、その行為を規制する法令がなくなり、埋め戻し土砂への汚染土や廃棄物の混入が監視できなくなる。また、掘削を伴う堆積行為は、武蔵野れき層を狙った砂利採取を目的として行われるが、現状では砂利採取法による規制がない。土砂条例の堆積に関する規定を廃止するのであれば、掘削を伴う堆積行為に対して、砂利採取法による規制を適用するなど県環境部全体での代替の対策を検討すべきと考える、というものです。

これに対する県の考え方を御説明します。まず、掘削を伴う堆積行為による埋め戻し土砂の汚染に対しては、引き続き土砂条例の汚染土砂の堆積に係る規制を継続するため対応が可能です。また、堆積する土砂に廃棄物が混入するおそれに対しては、廃棄物処理法に基づき適切に対応してまいります。

なお、土地を掘削する場合において、掘削した土砂に含まれる砂利を他の箇所を活用する目的を持って行われる掘削行為は、砂利採取法の規制対象となります。

以上より、いただいた御意見のうち、汚染土や廃棄物等の混入のおそれに関しては、汚染土砂の堆積に係る規定を存置することで対応可能であり、その他の御意見については土砂条例に直接関係ないため、改正案の修正は必要ないと考えております。

以上が県民コメントの実施結果です。「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正について」の説明は以上となります。

引き続き、盛土規制法に関連した「埼玉県土採取条例の廃止」について、環境政策課長が御説明します。

○鈴木環境政策課長 環境政策課長の鈴木でございます。

続きまして、諮問事項のうち、「埼玉県土採取条例の廃止」について、同じく資料1に基づき御説

明させていただきます。お手数ですが、再び資料1の5ページを御覧ください。土砂条例と同様に盛土規制法の施行により規制が重複することになるために、見直しを行うものでございます。

埼玉県土採取条例は、山地や丘陵地などの傾斜地から造成などに必要な土を採取する行為を規制する条例でございます。宅地造成や道路建設が活発であった昭和40年代には、主に県西部や秩父地域の山地や丘陵地を切り崩して土を採取する需要が高まりましたが、当時はこれらを規制する法律がなく、土の採取に伴う土砂の崩落防止などの災害対策が求められたことから、本条例が制定されたものでございます。

本条例の規制内容としては、具体的には傾斜地を有する25市町村を指定区域とし、指定区域内での土の採取を行おうとする者に採取計画を定めることを義務付け、知事の認可を必要とする規制でございます。条例制定時と異なり、現在では宅地造成自体が減少し、建設発生土の再利用が進んだことにより、山地を切り崩して造成に必要な土を採取する需要はほとんどございません。加えて、盛土規制法の施行によって、盛土だけでなく、本条例で規制する切土工事についてもより厳しい規制が適用されることとなりました。このため、土採取条例の目的は担保されることになったため、廃止しようとするものです。

なお、条例の廃止につきましては、県民コメントの対象となっておりますので、本条例の廃止については県民コメントを行っておりません。

6ページにつきましては、条例廃止に伴う経過措置の概要でございます。条例廃止時点で既に土の採取に着手している者に対する経過措置等を設けることとしております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○川合会長 それでは、ただいまの御説明について、各委員から御意見あるいは御質問がございましたら受け付けたいと思いますが、その前に事前にいただいた御質問について県から順次説明をお願いいたします。

○浪江エネルギー環境課長 エネルギー環境課から御質問にお答えしたいと存じます。

土砂災害が起りやすい丘陵地でのソーラーパネル設置を規制すべきではないかと考えるが、検討されているのか、また、雑草などの管理を適切に行わないと山火事リスクを引き起こすので、併せて考慮すべきではないかと御質問をいただいております。

お答えを申し上げます。委員御指摘のとおり、丘陵地や山間部への太陽光発電施設の設置については、土砂災害などの発生のおそれがあるほか、森林伐採など自然環境の破壊につながる可能性もあります。県では、平成28年から太陽光発電施設の設置に関するガイドラインのひな形を市町村に示すほか、太陽光発電施設に関する条例の制定に関する助言を行うなどにより市町村を支援してまいりました。

太陽光発電施設の適正な設置や管理に関する条例については、比企地域を中心にこれまで18市町で制定されております。ガイドラインについては、圏央道の外側の市町村を中心に15市町村で設定されております。中には禁止区域や罰則を設ける条例もあり、乱開発の歯止めにも一定の効果があると考えているところでございます。

また、県では、平成29年度から稼働済みの太陽光発電施設について実態調査を行っており、委員御

指摘の雑草などの管理を適切に行っていない施設などを確認し、指導権限を有する経済産業省に調査結果を情報提供しております。

以上でございます。

○川合会長 では、いただいた御質問はこれで大丈夫ですね。

それでは、会場の委員、またオンラインの委員の方から御質問、御意見などございましたら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

野本委員、お願いします。

○野本委員 御説明ありがとうございます。私からは、資源有効利用促進法の改正概要に書いてございます指定利用等の取組状況といったところから御質問させていただきます。

都道府県が88%とありますが、埼玉県を取組状況はいかがでしょう。また、これは建設工事に出てくる土をリサイクルに回すということだと認識しておりますけれども、その辺のリサイクルに向けての課題等、何かありましたらお教えくださいませ、よろしく願いいたします。

○川合会長 産業廃棄物指導課長から、お願いします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。

御質問2点でございますが、1点目の埼玉を取組状況でございますが、こちらにつきましては県土整備部のほうでまとめておりまして、平成30年度に94.2%（後に訂正：100%）となっております。

2点目のリサイクルに関する課題になりますけれども、こちらにつきましてはやはり全ての土がまだリサイクルできていない状況がございますので、そういった土を排出する側と、あとそれを使う側とのマッチングというの、これまでも行っているところですが、さらに進めていく必要があるかと考えています。

以上です。

○川合会長 いかがでしょうか。

○野本委員 ありがとうございます。

公共工事についてはいかがでしたでしょうか。

○川合会長 産業廃棄物指導課長、お願いします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。今、お答えした内容というのが、基本的に公共工事になっております。国のほうも県のほうも基本的に公共工事の状況しかまだ今のところ捉えられていない状況でございます。

○野本委員 ありがとうございます。

○川合会長 よろしいでしょうか。

ほかに委員の方いかがでしょうか、質問、御意見等。オンラインのほうも。

それでは、柳沼委員、よろしく申し上げます。

○柳沼委員 私からは追加資料として頂いた県民コメントの結果についての質問をさせていただきます。

くぬぎ山地区の掘削を伴う堆積行為について、県の考え方、それから質問者の記述についての一番気になったところ、というのが、砂利採取法による規制が行われているのか、いないのかということ

るだと思います。実際の今回の条例を改正するに当たって、このような地域の環境破壊を止めるための例えば市町村へのヒアリングであるとか、問題地域の確認であるとか、例えば違反している事例の状況であるとか、そういった見直しに関する検討というのがどのようなことをされたのかということ、されているようであれば、その結果を教えていただければと思います。

○川合会長 それでは、環境政策課長からお願いいたします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課です。柳沼委員の御質問のうち、砂利採取法の規制についてお答え申し上げます。

砂利採取法の規制につきましては、県内で特段指定区域というのはありません。指定区域がないというのは、かかっていないという意味ではなくて、全県すべてかかるということでございます。ですので、平野地についても山地についてもかかりますので、柳沼委員から御指摘のあった、例えば三芳町とかそういう地区についても砂利採取が行われる場合は規制の対象となります。

以上でございます。

○川合会長 柳沼委員、いかがでしょう。

○柳沼委員 では、今、この質問者の方は、砂利採取で実際に掘削が行われているのではないかと、うお話なのですけれども、その規定に当たらないような適用の除外になっていることで実際に規制がされていないというような記述になっている。ちょっとその差が非常に気になっているところなのです。

○川合会長 環境政策課長から、お願いします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課です。砂利採取法の規制は、今申し上げた場所は問わないのですけれども、一般に土を掘ると、なかなか土と砂利がきれいに分かれては出てこないという部分もあると思います。砂利採取法の運用としましては、掘削した砂利に含まれる砂利を他の箇所を活用する目的をもって行われる掘削行為というのが、砂利採取法の規制対象となっております。そのため、今回いただいた意見だけでは、なかなか個別な判断が難しいところですが、実際の事案に当たっては、事業者から事業計画等をヒアリングし、掘削の目的、また土の質、砂利の利用先等を確認した上で、認可の要否を判断することになると考えております。引き続き、適正に砂利採取法の運用をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○川合会長 柳沼委員、いかがでしょう。

○柳沼委員 ありがとうございます。

ちなみに、今回、廃止する土採取条例に関しては、今まで実際のそういった申請がないためというような理由がありましたけれども、今回の砂利採取法に関しては、御意見のエリアからの申請というのは、実際にある程度数が上がってきているという状況なのでしょうか。

○鈴木環境政策課長 お調べしますので、お待ちください。

○川合会長 産業廃棄物指導課長、お願いします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。先ほどの野本委員の回答に一部誤りがありましたので、ここで訂正させていただきます。

○川合会長 はい、お願いします。

○宮原産業廃棄物指導課長 資料の2ページに書かれている都道府県88%という指定利用等の取組状況という部分ですけれども、埼玉県を取組状況は100%でございます。この指定利用というのは、搬出者があらかじめどこに土を持っていくかというのを決めておくということで、埼玉県の公共工事の場合は100%でございます。先ほど誤ってお答えしました91.2%というのは、そのうちの再生利用、リサイクルされている部分が91.2%となります。大変失礼しました。

○川合会長 先ほどの野本委員の質問に対する回答の訂正ということですね。

それでは、柳沼委員の御質問に対しては、いかがでしょうか。

○鈴木環境政策課長 もう少しお時間をいただきます。

○川合会長 では、次の質問があれば先に受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、高安委員、お願いいたします。

○高安委員 どうもありがとうございます。改正盛土規制法について、シンプルな御質問があります。今回、改正のきっかけは熱海市の事案ということですが、埼玉県においてはこういった深刻な事例というのは発生してこなかったという理解でよろしいのかというのが1点目です。

もう一つが、1ページ、改正盛土規制法の概要の(4)で実効性のある罰則の措置とございますけれども、ここに書かれているのはかなり抑止力のある水準ということでしょうか。要するに関係者が不正なことをしようと思っても、これだけ経済的なペナルティーがあるので、思いとどまるような水準の高いレベルの罰則という理解でよろしいでしょうか。

○川合会長 産業廃棄物指導課長、お願いします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。1点目の県内で深刻な状況の盛土はなかったかというようなお話でございますが、実際、違法に積み過ぎたことにより崩落したという事例はございますが、人の命に関わるような事例は今まで一つもございません。

2点目の罰則につきましては、条例と法律というのは相当違いがありまして、条例ですと最も高い厳しい罰則にしても、罰金100万円というところでおさまってしまうわけですが、今回の盛土規制法につきましては、懲役が3年以下、罰金は最高1,000万円、法人であれば3億円という科されるため、高い水準と考えております。

○川合会長 高安委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○高安委員 はい。

○川合会長 それでは、先ほどの柳沼委員の質問に対するお答えを環境政策課長、よろしく申し上げます。

○鈴木環境政策課長 環境政策課でございます。すみません。すぐに答えられずに大変失礼いたしました。

現在、砂利採取法に基づいて認可している事案ですけれども、いわゆる三富地区と言われるような川越市、狭山市、三芳町、所沢市のエリアにおいて認可している事例は1件だけでございます。

以上です。

○川合会長 1件だけということですね。

柳沼委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○柳沼委員 ありがとうございます。そうすると認可の対象ではないところでやはり行われているというような考え方になるのでしょうか。

○鈴木環境政策課長 いただいた県民コメントだけでは場所の特定ができないので、果たして我々が認可している業者を指しているのか、あるいはそうでない、我々が把握していないのか分かりかねる部分がございますが、少なくとも今言えることは、先ほど申し上げた三富地区で認可している砂利採取法の事案は1件という形になります。

○川合会長 それでは、ほかの委員の皆様から御意見、御質問などいかがでしょう。 浅井委員、よろしくお願いします。

○浅井委員 資料1、3ページ、一番下、③、汚染土砂の堆積規制に係る規定の存置ということですが、今までにこの中で汚染物質はどういうものが出てきたのか、その物質はどういう対策、対応をしたか、それについてお伺いします。

○川合会長 それでは、産業廃棄物指導課長からお願いいたします。

○宮原産業廃棄物指導課長 浅井委員の御質問にお答えします。

汚染土砂の堆積規制に係る規定というのは、基本的に事業者側が盛土をしたところを、そこを6か月に1回、有害物質があるか、ないかというのを測定して、その結果を県に報告するというような規定でございます。これまで埼玉県内の盛土の中で、その報告で有害物質が基準を超過したという事例は1件もございません。

以上です。

○川合会長 よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。ございませんでしょうか。オンラインのほうも大丈夫でしょうか。

(発言の声なし)

○川合会長 たくさん質問をいただいたわけですが、そろそろ質問、御意見出尽くしたと思われれます。

それでは、諮問事項、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正及び埼玉県土採取条例の廃止」について、反対意見や、また修正が必要だという意見もございませんでしたので、原案どおり答申をさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり答申するものといたします。

続きまして、諮問事項の埼玉県環境基本計画の変更についてです。この諮問事項については、1月9日開催予定の第4回環境審議会で答申することといたします。環境政策課長から説明をお願いいたします。

○鈴木環境政策課長 改めまして環境政策課の鈴木でございます。

それでは、諮問事項の埼玉県環境基本計画の変更について御説明いたします。資料2を御覧ください。

い。令和4年度から令和8年度を計画期間とする埼玉県環境基本計画については、計画の実効性を担保するため、中間年度に当たる今年度に県の最上位計画である5か年計画の見直しと併せまして、数値目標について必要な見直しを行いたいと考えております。

案では、見直しの基準を5か年計画の見直し基準に準ずることとし、「A 法改正・制度改正等に伴い、目標値等の整合性が取れていないもの」、「B 県の個別計画の改定により、目標値等の整合性が取れていないもの」、「C 毎年の実績を積み上げるストック指標のうち、最終目標を超過したことにより目標値の修正が必要なもの」の3つの基準のいずれかに該当する数値目標を見直すこととしました。具体的には、以下の3つの施策指標の目標値を変更いたします。

1つ目は、温室効果ガスの排出量削減率でございます。この目標値を24%以上から35%に引き上げるものです。この変更は、地球温暖化対策に関する個別計画である県の地球温暖化対策実行計画について、令和5年2月に本審議会より御答申をいただいて、目標値の引上げを行ったことから、その計画との整合を取るため、環境基本計画についても今回の見直しのタイミングで変更するものでございます。なお、現行の環境基本計画においても国の地球温暖化対策計画改定後、本環境基本計画期間中に目標値を再設定する旨を定めているところでございます。

続いて2つ目は、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数でございます。令和5年度末時点で最終目標値を達成したことにより、目標値を46市町村から全市町村に引き上げるものでございます。

3つ目は、化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数でございます。令和4年度時点で最終目標値を超過したことにより、目標値を720事業所から1,150事業所に引き上げるものでございます。8ページ以降に、この3指標についてのこれまでの実績推移をお示ししておりますので、併せて御覧ください。

なお、変更に当たりましては、本日から12月24日までの1か月間、県民コメントにより県民の皆様からも御意見をいただくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、各委員から御意見あるいは御質問がございましたら受け付けたいと思いますが、その前に事前にいただいた御質問について県から順次説明をお願いいたします。

○山井温暖化対策課長 事前に質問いただいた質問につきまして、温暖化対策課から御説明させていただきます。

いただいた御質問につきましては、読み上げさせていただきます。計画の実効性を担保するため、計画の必要な見直しを行うことを支持しますが、方法と内容について質問します。まず、方法についてお聞きします。情報を伝達する有効な手段として、SNSなどを使って視覚的に情報を伝えることが効果的と言われており、老若男女を問わず幅広い層に情報を伝達するツールとして有効です。知事選や衆議院選挙でもSNSが活用され、若年層から高齢者まで幅広い層にアプローチしました。以上の観点から、特に県民の関心が高い温室効果ガスの排出量削減についてSNSを活用していく予定があるかをお聞きします。

次に、内容についてです。目標を達成するには、それぞれの施策に対してK P Iを設定する必要性があると思われます。K P Iの設定は、自ら影響を及ぼせる具体的かつ実行可能な施策に基づくことが重要と思われます。また、数値目標が変更になった場合、その差を補うために新たな施策を導入することで、目標達成に向けた柔軟な対応が可能となります。

以上の観点から、現状値12%から目標値35%における差について、新たな施策とK P Iの設定を行う予定があるかをお聞きしますという御質問でございます。

まず1点目、SNSの活用についてでございます。こちらにつきましては、温暖化対策に関する情報発信の拠点としまして、ポータルサイトを昨年度、開設するとともに、今年度からまさにInstagramやXを活用して、温暖化対策に関する知識やイベント情報の投稿、キャンペーンの実施等を発信することによって、県民への情報提供等を行っているところでございます。今後もこうしたSNSを活用しまして、具体のCO<sub>2</sub>削減のための取組など多くの人に知識や取組のきっかけを届けられるような情報発信を行ってまいりたいと考えております。

次に、K P Iについてでございます。県では、先ほど環境政策課長からもお話がありましたが、環境基本計画の個別計画として、この審議会でも御審議いただいて設定しております地球温暖化対策実行計画、この中で数値目標としてK P Iを定めておりまして、その中で例えば温暖化対策実行計画を策定している市町村数であるとか、電力使用量に対する再エネ電力料の割合であるとか、家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量といったK P Iを設定しまして、進捗を管理しているところでございます。

取組といたしましては、これまで実施している目標設定型排出量取引制度や普及啓発の取組、それから令和4年度からはEVへの補助を開始しておりますし、中小企業向けの補助についても補正予算等で拡充しているところでございます。令和5年度からは市町村支援にも取り組んでおりまして、県民や企業、市町村の取組の支援を強化しているところでございます。

加えまして、埼玉版スーパー・シティプロジェクトであるとかサーキュラーエコノミーなどの取組を行いまして、2030年の目標達成だけではなくて、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて様々な取り組んでいるところでございます。

お答えとしては、以上になります。

○川合会長 ありがとうございます。

事前質問としては以上ということでしょうか。

それでは、会場またオンラインの委員の皆様から御意見、御質問などありましたら挙手いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、高安委員、お願いします。

○高安委員 ありがとうございます。それでは、私からの温室効果ガスの排出量削減率の目標値の見直しについてお尋ねいたします。

今回、この資料によりますと、埼玉県5か年計画と併せて数値目標を見直すと。見直し基準が3つ示されております。その一方で、先日、COP29が終わりましたが、それらを踏まえまして、日本政府としてもエネルギー基本計画をこれから見直してくると。その後、来年2月までに国連に日

本政府として2035年までの温暖化ガスの排出削減目標を報告するという一方で、国際的レベル、それから国のレベルで様々な対応が出てきております。かつ達成の目標をいわゆる2050年のカーボンニュートラルに向けて着実に持っていくと、つまり従来よりも厳しい目標値を置くという傾向が出てきております。あともう一つ、達成時期についても、これまで2030年について議論してまいりましたけれども、2035年がターゲットになってくるということでもあります。

お尋ねしたいことは、埼玉県5か年計画と併せた数値の見直しというのと、国、それから国際的な動き、そして2050年のカーボンニュートラルの達成を念頭に置くと、国や国際的な動きのほうも取り入れて、柔軟に、かつ厳しめに温暖化ガスの削減目標値を設定したほうがいいのかというところが御質問になります。

○川合会長 いかがでしょうか。温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課からお答えいたします。

まさに委員御指摘のとおり、今、様々な国の動きですとか世界の動きというのがあるというのは、こちらでも承知をしているところでございます。目標設定に当たりましては、今回の見直しというのは、県で定めている2030年、46%削減という目標に整合させる形で35%という目標を設定するものでございまして、その後35年であるとか、さらなる計画の見直しとかということについては、この実行計画の中で国の地球温暖化対策計画であるとか、そういったもの見直し状況などを踏まえて、令和8年度、2026年度をめどに計画の見直しを行うと規定させていただいております。2030年の目標をどうするかということもそうですし、2035年、2040年の目標をこの計画の中で位置づけるのか、新たな計画にするのかということも含めて、令和8年度をめどに見直しを行うと示させていただいております。これから国で地球温暖化対策計画とかも見直されると聞いておりますので、県の計画は、国の計画に即してつくと法律で定められておりますので、そこをどこかのタイミングで見直していくと考えております。

以上です。

○川合会長 高安委員、いかがでしょう。

○高安委員 御回答ありがとうございました。

ただいま国の政策に基づいて県も見直していくというお話がございました。そうすると一つ確認なのですけれども、2050年カーボンニュートラルというのは、これはもう政府の政策ということで、ここは動かないという理解でよろしいのですかというところが一つと、あと先ほどの事前の御質問の中にもありましたように、KPIですとか、SNS等での情報提供というお話がありました。なぜそれが重要かという、2050年に向けて長期的にここに着地しますよという強いメッセージがないと、企業等は環境対策のための投資をあまりしないでしょうし、あと個人も本当には動かないと思います。という面で、私も具体的アイデアがあるわけではないのですけれども、着地点が既に政府のほうから決まっているのであれば、それを出して、そこに関係者は、エネルギーを費やしてくださいという、そういうメッセージの出し方もあるのではないかと考えております。

以上です。

○川合会長 温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。御質問ありがとうございます。県としても国がカーボンニュートラル宣言しており、県としても昨年3月に地球温暖化対策実行計画の見直しのタイミングに併せて知事の記者会見でカーボンニュートラル宣言を行っております。そこについては、もう揺るがないものとして目指すべき将来像として位置付けているところでございます。

その中で当然というか、目指すところは2030年であるとか2035年ではなくて、2050年のカーボンニュートラル、ひいては1.5℃目標です。世界の平均気温を1.5℃以内に抑えるという本来の目的に合うように、我々としてもそういう強い発信であるとか、そういったところは引き続き行っていきたいと考えております。

○川合会長 高安委員、いかがでしょう。

○高安委員 結構です。

○川合会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

では、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 ありがとうございます。前回の9月11日の審議会の際に、温室効果ガスの排出量削減率について質問させていただきました。その際に、見直しの時期を検討しているとおっしゃっていて、その2か月後にこのように見直しに動いてくださっていたということが、とても私はうれしいなというふうに感じました。

また、温暖化の問題に対する事務局の皆さんの思いというものも伝わってきました。自治体だけではなくて、県民とか、市町村とか、事業者とか、議員さんですとか、全ての立場の大人が、立場を超えて子供たちとか若者たちのために温暖化を止めるぞという点で一致協力していくことで、ちょっとチャレンジングな目標値も実現できるのではないかなと思っているので、引き続き私も応援したいですし、市民としてできることをやっていきたいなと感じました。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

では、温暖化対策課長、お願いいたします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。まさに力強いお言葉をいただきましたので、非常にうれしく思いますし、心強く思います。そういった県民の皆様の声に応えられるように、皆さんと一緒に目標達成に向けて努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

○川合会長 ぜひよろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

では、野本委員、お願いします。

○野本委員 やはり温室効果ガスの排出量削減率、非常に皆さん関心が高いようですので、せっかくなので、御質問させていただきます。令和3年度の最新値の17.2%って何か他県に比べると多少低いのかなという感じがいたしておりますが、他県の取組で何か埼玉県の参考になるようなものがないかどうかお伺いさせていただきます。

○川合会長 温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。目標削減率というところは、それぞれ各都道府県であるとか地域の状況によっても違いますし、再生可能エネルギーが多く入っているようなところは削減率が100%になっているところもあると認識をしています。決して埼玉県がすごく進んでいて安心できるということでは全くないと思っておりますので、引き続き取組は進めていく必要があると思っております。

他県では、様々な取組として、何かポイント制度みたいなものであるとか、環境学習に力を入れているところもございまして、それから東京都のような予算が多くあるところは、かなり大規模な補助制度といったようなもので後押しをしているというところを聞いてはおります。

その中で、埼玉県としてもまねられるようなところというのは取り入れていきたいと思っておりますし、逆に埼玉県としては先進的な取組として目標設定型排出量取引制度という国内でも2か所しかやっていないような制度で、大規模事業者に削減を求めているようなところもございまして、そういったところはむしろ全国に発信をしていくような形で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○川合会長 野本委員、よろしいでしょうか。

○野本委員 ありがとうございます。

○川合会長 それでは、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、浅井委員、よろしくお願いします。

○浅井委員 7ページ、下段にあります埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村、これに対して46市町村となっています。9ページを見ますと、令和5年度末が46で、最終目標値が令和8年度末で46ということである。これは約2年間ないし3年間で最終目標値が変わらないというのはどういうことか、よく分からないので、説明していただきたいと思います。

○川合会長 エネルギー環境課長、お願いします。

○浪江エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。

まず、委員御指摘の9ページの表のところ、最新値が46、最終目標値46というのは改正前でございますので、今回、目標を前倒しで達成いたしましたことから、グラフの中にあるように変更後、63で全ての市町村でエントリーしていただくということを目指したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○川合会長 全市町村イコール63ということですね。

では、浅井委員、続けてお願いいたします。

○浅井委員 分かりました。

今スーパー・シティプロジェクトにエントリーしている自治体の中のどういう内容なのか、今日もらっている資料【埼玉県環境基本計画（令和4年度～令和8年度）】47ページの一番下にありますが、埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進とあります。その中でとても大事なことを幾つも書かれています。例えばコンパクト、スマート、レジリエントの3つとありまして、こういうものをどのように自治体の人たちが考えているかというのを知りたいがどうか。

○川合会長 エネルギー環境課長、お願いします。

○浪江エネルギー環境課長 エネルギー環境課です。御質問ありがとうございます。

委員がおっしゃったとおり、埼玉版スーパー・シティプロジェクトは、市町村が行いますコンパクト、スマート、レジリエントなまちづくりを県がいろんな手法をもちまして応援して行って、持続可能なまちづくり、また少子高齢化、それから激甚化、頻発化する災害に、歴史的課題に対応するために県が組織を挙げて、庁内挙げて支援している、進めておりますプロジェクトになります。こちらの審議会におきましても、ぜひそういった部分を説明させていただく機会、資料などを準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○浅井委員 ありがとうございます。分かりました。

埼玉版スーパー・シティプロジェクトの政策などを読むことができるのか。

○川合会長 では、エネルギー環境課長からお願いいたします。

○浪江エネルギー環境課長 ありがとうございます。県では、エントリーをしていただいている全ての市町村のエントリーシートやその後つくっていただいた地域まちづくり計画は、ホームページに全文を掲載しております。どなたでも御覧いただけるようになっておりますが、委員がお求めの資料はお届けし、御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅井委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

浅井委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の皆様いかがでしょうか、御質問、御意見。

では、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 スーパー・シティプロジェクトで46市町村が既にもう取り組んでいるという実績がすばらしいと思っているのですが、どのようにしてそういった協力が得られる形ができたのかということと、あとまだやっていない自治体って、私の住んでいるときがわ町も含めて、ちょっと小さい自治体が多いかなと思うのですが、今後、スーパー・シティプロジェクトに取り組んでいただくためにどういう方法を取っていかれる御予定なのか教えてください。

○川合会長 では、エネルギー環境課長お願いいたします。

○浪江エネルギー環境課長 エネルギー環境課です。まず1点目、どのように賛同を得られたのかということですが、エネルギー環境課の中に市町村の担当者を置きまして、ワンストップ窓口ということで、それぞれの市町村の担当が、それぞれの市町村の総合振興計画であるとか、まちづくりプランであるとかを読み込んだ上で、それぞれの課題感に合わせてコンパクト、スマート、レジリエントなまちづくりを一緒にやっというということで、まず窓口を設けています。

また、1つの市町村の課題に対して、県庁の中で関係課に横串を指す形で事業化支援チームというのをつくっています。エントリーをしていただいた後に、そのチームを立ち上げて御助言をしたり、あるいは財政的支援ということで補助を出したりとかいうことをして進めております。

また、行政だけでは解決できないというところもございますので、民間からのアイデアをいただくというような形のガバメントピッチ、市町村が課題を提案して、そこで企業が聞いて、その課題を解決する手法を提案するというような機会を県で設け、あるいは先行の事例を紹介するセミナーである

とか、市町村同士が企業様も含めて、自分たちの課題感を共有し合うような交流会であるとか、そういったようなものを支援しながら進めております。

2点目のところで、まだのところはということなのですが、先ほど申し上げたように市町村の担当者がおりまして、今46なののですが、県の5か年計画、令和8年度が最終になっておりますが、令和8年度までには全ての市町村でエントリーをいただけるというような意向はいただいております。市町村の事情によっては、それぞれの総合振興計画であるとか、まちづくりプランに併せて同じような形でこれをつくりたいよというようなお話をいただいておりますので、そういった市町村のお考えも尊重しながら進めておるところでございます。

以上でございます。

○川合会長 橋本委員、いかがでしょう。

○橋本委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○川合会長 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

では、井原委員、お願いいたします。

○井原委員 よろしくお願ひします。8ページ目の中段に書かれている点で御質問したいのですが、算定方法の見直し等により再計算される可能性があるところがございますが、現状の算定方法を簡単に御説明いただきたいのと、こういう形で算定方法自体を検討するということをもう既にお考えがあるようでしたら御教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○川合会長 それでは、温暖化対策課長、お願いいたします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。温室効果ガスの算定方法でございますけれども、こちらは基本的には国がガイドラインというのを示しておりまして、その算定方法に基づいて算定をしています。基本的には、産業部門であれば、都道府県別に公開されている事業者別のエネルギー使用量が公表されているデータがございますので、それをCO<sub>2</sub>換算するといったような方法であるとか、家庭部門であれば埼玉県内に供給された電力使用量に係数を掛けて算出するであるとか、主にはそういう算出方法を取っているところがございます。

算定方法の見直しとかということに関して申し上げますと、国のほうで、国全体の算定方法の見直しというのが随時行われていまして、例えば大きいところだとメタンなどの地球温暖化係数が昨年度見直されております。このことにより、日本全体でメタンの排出の係数が変わります。そういったものは世界的な科学的見地というのですか、データが蓄積されている中で、メタンの温室効果の程度はこのぐらいだというような見直しが行われると、各県の計算にも反映されます。国の計算方法が変わらない限りは変えないのですが、一定のところ、より詳しいデータが公表され始めたとかということがあれば、より詳細なものに県の算定方法も変更するという意味ではあるというわけで、こういった記述をさせていただいております。

以上です。

○川合会長 井原委員、いかがでしょう。

○井原委員 ありがとうございます。

では、先ほど高安委員からもお話がありましたけれども、県民の方が、より自分たちがどうい

とをすれば削減できるというのを知る上で、いろんな施策を策定いただいていると思うのですが、細かいデータを取られているということですので、具体的にそれぞれの施策の目標を達成した場合に、どれぐらいのCO<sub>2</sub>を削減できるかなど、指標を提示するご予定はございますでしょうか。

○川合会長 温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。県では、それぞれいろんな施策というか取組があり、一例を申し上げますと、県から事業者に補助金を出しますと、その補助金によって事業者が設備を入れ替えますといったようなものは、事業者からデータをいただいて、この設備の入れ替えで何トンCO<sub>2</sub>削減しましたといったようなものの蓄積をしております、公表しております。

一方で、例えば、県民の皆様は、SNSで発信をして、それによって県民の方がどのぐらい行動を変容したのかみたいなところというのは、なかなか数字として把握するのが難しい状況はありますので、そういったところを細かく県が1回発信するごとに何トンCO<sub>2</sub>削減みたいなことというのは難しいです。けれども、分かりやすいところではLEDに照明を交換したら何トンCO<sub>2</sub>が減りますよであるとか、そういったような県民の方が行動変容をした場合に、どのぐらい減るのかというのが分かりやすく計算できるような指標というか、数値というのは公表しております、それをまとめたものがエコライフDAYという取組になっております。1日電気を小まめに消したとか、お風呂は続けて入ったとか、御飯は残さず食べたとか、そういったことを一つ一つ積み重ねると何トンのCO<sub>2</sub>削減につながりますよといったようなものは、公表はしているところでございます。

以上です。

○川合会長 井原委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○井原委員 ありがとうございます。

○川合会長 会場のほうもまだあると思うのですが、オンラインで小川委員から挙手いただいています。小川委員、発言お願いいたします。

○小川委員 ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○川合会長 大丈夫です。

○小川委員 先ほどちょっと高安委員の2回目の発言から5分ほど落ちてしまいまして、途中議論が少しだけ聞けていないので、もしかして重複していたら申し訳ございません。私からは1点確認と、それを踏まえて質問を2点ほどと思っております。

資料2の8ページに書いてある温室効果ガスの排出量削減率ですけれども、令和4年度は16.6%ですけれども、令和5年度、6年度の削減率は、大体どれくらいだったかというのを聞きできればいいなと思っています。

といいますのも、この目標値を24%から35%に引き上げるというのは大変すばらしいのですけれども、やや厳しいのかなとトレンドを見ていると感じます。そのため、直近の令和5年、6年がどれぐらいのトレンドになっているのかというのを聞きできればと思いました。それが1点目です。

コメントとして、結局、この対策を進めるには、いろいろな展望もあり課題もあり、カーボンニュートラルを進めるに当たっていろいろな例えば新しい再エネの産業が生まれるですとか、そういった新しい雇用を生み出すというような期待もある。その一方で、課題もあるということも、やはりきれ

いなお話だけではない、課題のほうにもちゃんと目を向けて検討する必要があると思っております。

例えば、今の実績の16.6%から、あと4年後ぐらいに35%まで削減率を上げるということは、単純に考えると今の電源構成が変わらないとするならば、家庭だと2割ぐらい電気を使わない時間を増やさなければいけない、暖房を使ってはいけない時間を増やさなければいけない、単純に考えるとそれくらいの厳しさがある数字だなと思って見ておりました。ですので、埼玉県民の皆さんが、本当にこれを自分事として考えて、この厳しい目標に対して、どれだけコミットできるのかというようなことを自分の生活に取り入れて考えられるような情報発信なり議論の素材を提供してあげる必要があり、政策を考えるときに、正直にコストとベネフィットを公平に示す必要があると思いました。

それと同じような観点で、逆進性がすごく強く働くので、産業部門、例えばエネルギー重厚長大産業の部門が埼玉県の中にもあるかと思うのですが、こういった産業に対する影響、例えば隣の県、茨城県とかの環境対策のほうが緩かったら、カーボンリーケージするようなこともあり得るのかなというような中で、こういった産業部門に対する支援、あるいは緩和措置みたいなものというものをしっかりと考えていかないと、埼玉県の中では排出が少なくなるかもしれないけれども、近隣の県にそれがリークしていくというようなことも、これくらい厳しいと起こり得るのかもしれないなど、この数字を見ながら感じておりました。

以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、温暖化対策課長、お願いいたします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。それでは、今、小川委員からの御質問にお答えをいたします。

まず1点目、8ページ目の数値についてでございますが、こちらに出ている16.6%というのは、この年の年度目標でございますが、これは実績ではなくて、実績の最新値は17.2%という令和3年度の値が最新値でございます。その後の4年度のデータについては、今年度、公表予定でございますが、5年度、6年度は随時翌年、その翌年ということで、最新値が国の統計データ等を使っていることから、実際から2年ぐらい遅れての公表になっているという状況でございます。現状5年、6年のトレンドというのは、今はまだ、国も出していないというところもあって分からないということでございます。

ちなみに、令和4年度の国の排出量は、前年から2.5%ほど減っておりますが、それを見ますと埼玉県も同じような傾向であれば、令和4年度は17.2%よりは削減率はもうちょっと向上するのかなと考えているところでございます。それが1点。

それから、目標が35%に向けて非常に厳しいのではないかとというのは、こちらとしても、これが容易に達成できるとは全く思っていない目標だと考えております。一方で、35%というのは2030年、46%という国が定めている目標につながるものでございますし、さらには2050年、カーボンニュートラルを達成するには、必要最低限の目標かなと思っておりますので、そこはそういうことを強く各関係の方々に訴えかけていくというところが必要なかなと思っています。

それから、この目標に関しては、先ほど小川委員おっしゃられておりましたけれども、電源構成に

つについては、今の電源構成のままでこれを目指すというのではなく、国が目指している電源構成に沿って年々改善していると、していくと見込んだ場合、直線的に電源構成も改善していく、電源の脱炭素化が進んでいくということを前提にしております。そのため、単純にこの35%を目指すということにあって、省エネを2割余計にしなくてはならないということではなくて、それぞれが省エネにも努力し、国も電源構成の改善、再エネであるとか、そういう脱炭素な電源が普及、拡大していくということを前提に目標は設定しているところでございますので、なかなかそういう国も含めた取組が全体的に順調にどうか、進んでいけば目標は達成可能というふうに考えておりますし、逆にそれができないから、電源構成が改善しないので、国民がその分の省エネをもっとやらなくてはいけないのかというと、そこまで我慢の省エネというのは、なかなか受け入れられないと考えているところでございます。

あと、産業部門に関するリーケージに関して申し上げますと、先ほど申し上げましたが、埼玉県では平成20年頃から目標設定型排出量取引制度という他県よりは厳しい目標設定を行って、目標を達成するように大規模事業者温室効果ガスの排出量削減をお願いするという仕組みをやっております。その中では、当初、こういう厳しい制度を設けると他県に事業所が移ってってしまうのではないかなというような懸念はあったのですが、結果としては皆さん、埼玉という地の利を魅力的に感じていただき、カーボンニュートラルに向けて各企業も努力しなければいけないという認識をされていると感じておりまして、会社を移転するというのではなく、むしろ削減のほうに努力していただけてきたというところがあるかと思えます。

今後も排出量取引制度については、さらなる目標削減率の上乗せというのを予定しておりまして、事業者さんには厳しい目標設定をさせていただくことを予定しているのですが、そういったところでも御理解をいただいて、その目標、カーボンニュートラル実現のためには、企業にもお願いしたいところを訴えかけて、削減をしていただきたいと思います。もちろんリーケージも行われずに、埼玉県で削減を実現していただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上です。

○川合会長 小川委員、いかがでしょうか。

○小川委員 御説明ありがとうございました。訴えかけていくという点は、非常に重要だと思って聞いておりました。その際に、より具体的な数値、例えば国民だったらどれくらい負担をする結果、二酸化炭素がどれくらい減って、それが地球環境にどういったよい影響があるのかという、より具体的な話をやはりすると、皆さん、自分たちもこれくらいの負担はするのが妥当なのかな、どうなのかなという比較考量ができるので、そういった情報提供を努めていただけるといいのかなと思いました。ありがとうございます。

○川合会長 温暖化対策課長、よろしく申し上げます。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。御指摘ありがとうございます。参考にさせていただきますと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、会場のほうで高安委員、いかがでしょう。

○高安委員 ありがとうございます。それでは、私から埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて御質問させていただきます。

今回、目標値が全市町村ということで63に広がりましたと。その一方で、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を柱として、かつ環境を配慮するというのは、かなりハードルが高い部分もあるかなと思います。やはり63の市町村の中では、人材ですとか財政ですとかで限界があり、そこで埼玉県が支援するということではありますけれども、全部63の市町村が一律に対応できるかという、難しいのではないかと。

例えば、DX人材一つとってみても、市町村の中で現状十分人が足りているかという、そうでもないところがやはりあるかなということで、そうしますと必要性はあるわけですが、なかなか人材と予算がつくのが難しいかなという感じがしています。そういった点については、埼玉県としてもさらに充実させていく御予定かどうかということをお聞きさせていただきたいと思っています。

○川合会長 では、エネルギー環境課長からお願いいたします。

○浪江エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。

まさに市町村から現場での課題感としてお伺いするのが委員御指摘のとおり人材、人材というのは、今委員はDX人材とお話もありましたけれども、もっと言いますと、まちづくりを民間であるとか、あるいは市民、住民と一緒に組んでいく、そういう核となるような人材というのなかなか難しい、育っていないというお話。

また、財源につきましても大がかりなハード整備を想定する市町村もございまして、またそうでなくてもソフト事業においても財源が必要だよというようなお話は承っております。県で用意しておりますこの2つ、課題に沿って支援を用意しております、前者のほうの人材の支援につきましては、先ほども少しお話し申し上げましたけれども、まず市町村の担当者に寄り添って、私どものワンストップ窓口の担当がしっかりと課題感を聞き取っています。また、そういった御相談ができるような形で、民間とのつなぎということでも行っています。

財源的な部分なのでございますけれども、2つの補助金を大きく用意しております、1つ目はまちづくりを進めていく上でのいろんな検討していくのに使っていただける上限500万円のもの、そしてもう一つは、地域まちづくり計画を策定した後に、地域まちづくり計画の事業を進めていく上で使っていただく自由度の高い、5,000万円を上限とした予算を用意しております。持続可能なという意味では、委員御指摘のとおり、市町村にも御負担いただく部分も多々ございますけれども、県としてはそういった形でサポートをさせていただいております。

以上でございます。

○川合会長 高安委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あともう一つぐらいお時間があるかと思いますが、会場からどうでしょうか。

それでは、家田委員、よろしく申し上げます。

○家田委員 ありがとうございます。そうしましたら10ページ目の化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数について質問させていただきたいと思っています。

私が御説明を聞き逃したかもしれないのですが、目標値というのが、そもそも化学物質排出

量届出事業所の50%の参加を目指して設定されたと環境基本計画に書かれておりますが、質問が3つあります。1つ目の質問が、目標を設定した令和2年度から埼玉県における化学物質排出量届出事業所の数は増えているのかということです。

2つ目の質問が、このグラフが累計となっておりますけれども、これは事業所で1回参加したら1になっているのか、それとも繰り返し参加する事業所もこの中には含まれているのかということです。

2つ目の質問に関しましては、個人的にはやっぱり化学物質の状況も日々変化しますので、何回か繰り返して参加していただくことが重要だと思うのですが、まず初めに1カウントとして全ての事業所、参加したことない方が一通り参加するということも大事かなと思いますので御質問しました。

3つ目の質問ですけれども、化学物質管理におきましては、日常の管理もさることながら、災害時に化学物質が環境中に漏えいしないかということも非常に大事かと思うのですが、この研修会では災害時になるべくそういうリスクを犯さないような、災害時におけることも想定した研修も内容として含まれているのかということです。

以上の3点になります。お願いいたします。

○川合会長 それでは、大気環境課長からお答えをお願いいたします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課からお答えいたします。

御質問の1つ目の目標設定時から化学物質を排出する事業者は増えているのかということですが、届出対象の事業所が元年度は1,429だったものが、4年度では1,378ということで、若干減っています。そういう状況にあります。

それから、御質問の2点目ですが、これは累計の事業所数になっているのかということですが、1回参加した事業所は、その後は追加しておりません。1度でも研修会に参加した事業所をカウントさせていただいているという状況になっております。

それから、御質問3点目の災害時についての内容が含まれているかについてですが、例えば令和2年に開催した研修会では、平常時だけではなくて、災害時も考慮した化学物質管理ということで、講演したというような状況がございます。

以上です。

○川合会長 家田委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

ここまでたくさんのご意見、御質問をいただきました。まだご意見、御質問をお持ちの委員がおられれば、別途、が引き続き事務局のほうにお届けいただければよいかと思います。

本件ですが、本諮問事項、埼玉県環境基本計画の変更については、現在、県民コメントを実施中ということでありますので、本日答申はせず、いただいた意見を踏まえて、次回審議会までに引き続き執行部に御検討いただきたいということをお願いしたいと思います。次回、答申があるということで、引き続き皆様よろしくをお願いいたします。

それでは、最後に報告事項の埼玉県特定再生資源屋外保管業の規則に関する条例及び同施行規則の制定についてです。

産業廃棄物指導課長から説明をお願いいたします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

それでは、資料3、11ページを御覧ください。埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例及び同施行規則の制定について御説明します。本条例は、年明けの令和7年1月1日に施行されます。条例の制定に至った背景ですが、近年、県内では売却目的で金属やプラスチック類を屋外で大量に保管する、いわゆるヤードと呼ばれる施設が多く立地するようになりました。騒音や崩落、火災の発生が懸念され、しばしば県民からの相談や苦情が寄せられております。

しかしながら、これらは有価物であるため、これまで廃棄物処理法をはじめ直接規制をする法令がありませんでした。このような状況から必要な規制を行うため、県議会議員からの提案により、令和6年6月の県議会で本条例が可決され、7月に公布されました。

なお、議員からの提案であるため、本条例の制定に当たりましては、この審議会に諮問する手続きはございませんでしたことを御報告いたします。

それでは、資料の条例で定める規制の概要を御覧ください。本条例では、住民への周知や保管等の基準などについて詳細を規則で定めております。当該規則は執行部で策定いたしましたので、ここで御報告させていただきます。

資料11ページの右側を御覧ください。条例による規則への主な委任事項について御説明します。住民への周知につきましては、周知すべき住民の範囲を定めるほか、周知の仕方を具体的に規定しております。保管物の区分は、規制の対象とする品目を規定しております。対象物の保管方法では、崩落や火災予防を目的に保管の高さに係る制限や保管場所の面積等について規定しております。その他事業所に掲げる標識や備え付ける台帳等について、あるいは許認可に係る申請方法などを具体的に規定しております。

資料12ページを御覧ください。規則で定める内容の詳細を御説明します。まず、事業内容を事前に周知すべき住民の範囲ですが、火災が発生した際に影響を受けると想定される範囲としました。また、周辺自治体の条例とのバランスも考慮し、事業所から300メートルの範囲内としております。

次に、条例の規制対象となる保管物の区分ですが、その性状から金属のみの金属スクラップ、プラスチックのみのプラスチック類、金属とプラスチック類が混在した状態の雑品スクラップの3区分としております。

資料13ページを御覧ください。保管の方法及び保管の高さについて御説明します。今回、条例の規制対象とする保管物は、廃棄物処理法で規制する有害使用済み機器と類似した性状であることから、規定の策定に当たり廃棄物処理法の有害使用済み機器の規制内容を参考にいたしました。保管の方法は、火災予防の観点から定めております。まず、金属は金属、雑品スクラップは雑品スクラップとして、それぞれの品目ごとに区分けして保管すること、また電池や油などの危険物は取り除くこと、さらに保管場所1区画の面積は200平方メートル以内としております。また、火災が発生した際の延焼防止の観点から、保管場所ごとに仕切りを設けるか、仕切りがない場合は、保管物同士は2メートル以上離して保管することと定めております。

次に、保管の高さですが、崩落防止のため、原則として緩やかな勾配を取るよう定めており、その結果、高さも制限されます。また、雑品スクラップは、より火災の懸念があることから、堆積可能

な高さを5メートルまでと制限しております。ここで緩やかな勾配ですが、①の図のように高さに対して2倍の長さの底面を取るように定めております。これを50%勾配といいます。保管場所を広くすれば高さも高くできますが、保管場所の面積に200平方メートル以内という制限がありますので、極端な高さを取ることはできません。

②のように囲いがある場合、この場合、囲いに寄りかかる部分は勾配をつくらずに保管可能ですが、囲いのない面は50%勾配を取って保管します。

③は、三方に囲いがある場合です。他の保管物や敷地外に影響しない範囲で高く積むことが可能です。

最後に、④の容器保管をする場合は、勾配を取らずに安定して保管できるため、高さ5メートルという制限をつけて保管可能としました。保管の面積と高さの制限により、これまでイメージされた大きな山の状態での保管はできなくなります。

なお、条例の施行に当たり、既存事業者に対しても適切な保管をするよう指導に努めてまいります。説明は以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、事前の質問等がございませんでしたということです。

それでは、出席の各委員から御意見あるいは御質問ございましたら挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。オンラインのほうもいかがでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

○西田委員 すみません。これからののは、既にこういう状態を超えているやつというのは、この条例からするとどういう対応をされるのか、お聞きしたいと思います。

○川合会長 それでは、産業廃棄物指導課長からお答えをお願いいたします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。西田委員の御質問にお答えします。

既存の事業者というのはございますので、そういった事業者は1月1日に条例が施行されて、6月30日までに届出をするということになります。半年間の間に届出をしていただきその場合、みなし許可ということで許可が出るわけですが、当然のことながらその保管の規制はかかってまいりますので、その部分は6月30日の期限までに適正な保管状態にしていただきます。急に言われてもということはありません。関係ありそうな業者には既に通知等を出しているところでございます。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。

○川合会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見などいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規制の制定についての審議については、これで終わりにしたいと思います。

以上で予定しておりました議題は終了いたしました。

最後に、委員の皆様より何か御発言ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○川合会長 それでは、この審議会中に伝え切れなかった御意見や御質問ございましたら、事務局にぜひお届けいただきたいと思います。

それでは、令和6年度第3回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会（中山） ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第3回環境審議会を閉会いたします。

なお、次回は、年明けの1月9日木曜日14時半から本日と同じ会場での開催を予定しております。

本日はありがとうございました。

午後 3時11分閉会